

# 新規就農者育成総合対策

## 1. 経営発展支援事業（国庫）

### 対象者

就農時に49歳以下である認定新規就農者、又はその者が経営する法人農業に従事してから5年以内に経営を継承する親元就農者等

### 補助率

都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2）  
国1/2、都道府県1/4、本人1/4（※本人負担分は融資が必要）

### 支援額

補助対象事業費上限1,000万円  
（※経営開始資金受給者は500万円）

### 支援対象

機械・施設の導入、果樹の新植、機械リース料等

## 2. 経営開始資金（国庫）

対象者

就農時に49歳以下であり、独立・自営就農した認定新規就農者、親元就農者（※親の経営に従事後5年以内に継承した者であり、新規参入者と同等程度の経営リスクを負う者）

支援額

12.5万円／月（150万円／年） 最長3年間

## 3. 就農準備資金（国庫）

対象者

都道府県等が認めた研修機関で研修中の研修生（就農時49歳以下）

支援額

12.5万円／月（150万円／年） 最長2年間

## 4. 経営開始支援助成金（県）

対象者

山形県への移住者で新たに営農を開始する者（Uターンによる移住を含む）

対象者要件

下記の要件を全て満たす者

- ①令和4年4月1日以降に県外から山形県に移住し、令和5年4月1日以降に就農した者
- ②経営開始資金等の国庫事業の対象とならない者（農業法人等含む）
- ③原則、満18歳以上満65歳未満の者
- ④認定新規就農者でない者

支援額

75万円／年 最長1年間

対象経費

営農開始時に必要な経費（農地確保や資材購入等）

# 就農相談フローチャート

農業を始めてみたい！

まずは情報収集  
をしたい

- ・新・農業人フェア
- ・各種イベント
- ・農業をはじめる.JP



農業体験をして  
みたい

相談窓口

(公財) やまがた  
農業支援センター  
(新規就農・担い  
手支援課)

農業短期体験  
プログラム

- ・ぷち農業・農村暮  
らし体験
- ・お試し就農移住体  
験

就農地が決まっ  
ていない

就農地が決まっ  
ている

相談窓口

市町村農林担当課等

- ・独立就農者育成研修  
(最長2年間)

- ・独立就農等